

南幌町学生・若者支援事業 参加学校等 募集要項

1 事業の目的

南幌町が進める「子育て世代への支援策」の一環として、ふるさと応援寄附金による支援を募り、町内外を問わず学生や若者を支援し、教育格差の是正と教育環境の整備を図ることを目的に実施するものである。

本事業の趣旨に賛同する大学、短期大学、専門学校、高等学校（以下、学校等と言う。）を募り、協力して本事業の周知を図ることで、より多くの支援者からの応援金を募り、学校等を通じて若者・学生支援への輪を広げていくものである。

2 事業の概要

（1）事業の流れ

- ① 本事業の趣旨に賛同する学校等を募集し、応募のあった学校を南幌町が承認（登録）する。
- ② ふるさと納税により各学校を応援する寄附者を募集する。寄附者は登録された学校の中から、応援する学校を指定することができる。なお、寄附額に係わらず返礼品はなしとする。
- ③ 南幌町へ集まった寄附金は、指定された学校等に2（2）により一定割合分配する。ただし、学校等は下記のいずれかの用途への使用が分配額全体の50%以上を占めることを条件とする。
用途①：現在、在学中で生活苦になっている学生への支援
用途②：既に卒業していて、奨学金返済に困窮している卒業生への支援
※①、②の残りの分配額については、間接的であっても学生の負担軽減に繋がるもので、教育環境の整備、感染症予防、学生の募集経費、同窓会で実施している奨学金に関する経費等に当たるものであれば、学校等の事情に応じて使途を決めることができる。（ただし、交際費、飲食費等は対象外とする。）
- ④ 学校等は資金支出結果について、毎年度南幌町に報告する。また、それらの情報を南幌町のHPにて公表する。

（2）分配金額（支援者からの寄附金に対し、学校へ分配される金額）

ふるさと納税による寄附金の内、諸経費（ふるさと納税サイト手数料、委託手数料）15%～20%を差し引いた残りの寄附金額を指定された学校へ分配する。寄附者が学校を指定しなかった場合には、登録している学校へ按分する。

（3）資金使途結果報告

毎年度、本町が定める様式に基づき、資金使途結果を報告すること。町は、ホームページ等を通じて資金使途結果を公表する。

3 募集する学校等

本事業の趣旨に賛同する学校等とし、国公立の学校等又は都道府県より認可を受けている学校法人であること。なお、参加表明をする学校等については、学校等のホームページに本事業のPR及び本町ホームページのリンク掲載について協力すること。

4 応募手続、スケジュール等

(1) 募集開始、応募書類

ア 募集開始 令和4年6月1日（水）から

イ 応募書類 ・南幌町学生・若者支援事業参加表明書（様式第1号）

・南幌町ホームページにおける学校紹介ページの作成について

(2) 書類の提出方法

電子メール及び若しくは郵送により（4）書類の提出先に提出すること。なお南幌町ホームページにおける学校紹介ページに使用する学校に関する画像（JPG）については電子メールにて送信すること。

(3) 様式の入手方法

各様式は、下記のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。

（URL：<https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/about/hometown-tax/>）

(4) 書類の提出先・問合せ先

北海道南幌町役場まちづくり課企画情報グループ

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

E-mail : g-kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp Tel011-398-7019（直通）

5 その他留意事項

万一、資金使途結果報告等に疑義が生じた場合は、町は学校等から説明等を求めることができる。